

平成22年 第2回 定例会

田原本町議会会議録

平成22年6月7日

午前10時00分 開会

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
15番 上田幸弘君	16番 竹村和勇君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 議事係長 植田知孝君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 森口淳君
総務部長 中島昭司君	総務部参事 石本孝男君
住民福祉部長 松田明君	生活環境部長 平井洋一君
産業建設部長 高村吉彦君	水道部長 吉川建君

総務課長	鍬田芳嗣君	監査委員	植宏君
教育委員長	里見大聞君	教育長	濱川利郎君
教育次長	松原伸兆君	会計管理者	東口豪君
選挙管理委員会 事務局長	駒井啓二君	農業委員会 事務局長	小泉義次君

平成22年田原本町議会第2回定例会議事日程

6月7日（月曜日）

○開 会（午前10時）

○町長招集挨拶

○会期の決定

○会議録署名議員の選出

○現金出納検査の結果報告

○休 憩（日程の説明）

○議 第34号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて

・提案理由の説明

・採決

○発議案の一括上程（発議第6号より発議第8号までの3議案について）

・趣旨説明

・質疑

・討論

・採決

○報 第4号 平成21年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告

○議案の一括上程（報第5号より議第33号までの15議案について）

○町長より提案理由の説明

○散 会

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開会

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は16名で定足数に達しております。
よって、議会は成立いたしました。

これより平成22年田原本町議会第2回定例会を開会し、直ちに会議を開きます。

町長招集挨拶

○議長（松本宗弘君） 町長より定例会招集についてのあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、平成22年田原本町議会第2回定例会の開会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

議員各位におかれましては、常日ごろから町勢発展のため多大なご支援、ご協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げる次第でございます。また、本日は公私何かとご多用の中ご出席をいただきまして、今期定例会を開会でき得ましたことに重ねて御礼を申し上げます。

さて、6月は環境月間となっております。地球温暖化をもたらす二酸化炭素などの温室効果ガスは、家庭や事業所などでエネルギーを消費することによって生じています。地球の平均気温は20世紀の100年間で約0.6度上昇しています。このまま私たちが今の生活を続けていくと100年後の地球の平均気温は、最悪の場合、5.8度も上昇をし、海面が88センチ上がるおそれがあると言われております。そのような事態に陥らないようにするためにも、住民、事業者が今できることを行動に移すことが重要であり、その牽引役を自治体が担っていかねばなりません。本町におきましても地球温暖化対策の取り組みを推進するため、引き続き普及啓発に努めてまいります。

また、これまで進めてまいりました本町の玄関口である田原本駅前広場整備事業が関係各位のご協力を得て完成をし、4月に県道と接続をいたしました。今後はこの駅前広場を核とした周辺市街地の再開発を進めるため、整備に向けた基本計画の策定に取り組んでまいります。

そのような中、今期定例会におきましては6件の報告事項及び11議案の重要案件につきましてご審議を賜るわけでございますが、何とぞよろしくお願いを申し上げまして、簡単ではございますが開会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

会 期 の 決 定

- 議長（松本宗弘君） 会期の件についてお諮りいたします。本定例会の会期は本日から11日までの5日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、会期は11日までの5日間と決定いたしました。
-
-

会議録署名議員の選出

- 議長（松本宗弘君） お諮りいたします。会議録署名議員の選出については、会議規則第119条の規定により、議長より指名することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。
8番、辻議員、9番、吉田議員、10番、植田昌孝議員、以上の3名の方をお願いいたします。
-
-

現金出納検査の結果報告

- 議長（松本宗弘君） 報告事項を求めます。
現金出納検査の結果について、代表監査委員。
（監査委員 榎 宏君 登壇）
- 監査委員（榎 宏君） おはようございます。
議長のご指名によりまして、去る3月25日、4月30日、5月31日に、議会選出委員とともに実施いたしました現金出納検査の結果をご報告いたします。
一般会計及び各特別会計に属する2月28日、3月31日並びに4月30日現在の出納状況について検査いたしましたところ、検査現在日での現金残高は、町指定

金融機関保有の現金残高及び各金融機関の預金残高の合計と歳入歳出簿現金残高と符合し、関係法令を遵守の上、的確に処理されていたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 日程の説明の間、暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時04分 再開

○議長（松本宗弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入ります。

議第34号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞く
ことについて

○議長（松本宗弘君） 議第34号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは議案を朗読させていただきます。

議 第34号

人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

平成22年6月7日提出

田原本町長 寺 田 典 弘

住 所 田原本町大字新木179番地の4

氏 名 おお はし つとむ
大 橋 勉

生年月日 昭和20年8月18日

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、議第34号、人権擁護委員候補

者推薦につき議会の意見を聞くことにつきましてご説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字新木179番地の4、大橋 勉氏、昭和20年8月18日生まれを適任者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の意見を聞くものでございます。

議員各位におかれましては、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） ただいま町長より説明のありました人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについては、提案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、議第34号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについては、原案どおり大橋 勉君を人権擁護委員候補者に推薦することに決しました。

発議案の一括上程（発議第6号より発議第8号までの3議案について）

○議長（松本宗弘君） 続きまして、発議第6号、奈良県立医科大学移転計画の見直しを求める意見書から発議第8号、所得税法第56条の見直しを求める意見書までの3議案を議題といたします。

会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、発議第6号より発議第8号までの3議案については一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、この際、議案の朗読を省略いたしまして、各々提出者より趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

それでは順次提出者より趣旨説明を求めます。発議第6号について、8番、辻議員。

(8番 辻 一夫君 登壇)

○8番(辻 一夫君) それでは奈良県立医科大学移転計画の見直しを求める意見書に対する趣旨説明をさせていただきます。

奈良県立医科大学並びに附属病院は、長年にわたり中南和地域の高度医療、救命救急医療の拠点として信頼され、なくてはならない存在となっております。

しかしながら昨年10月に、県は県立医大の移転を検討していると表明されました。県の考え方としては、病院施設の整備充実には大学部門の移転が必要とされているところですが、病院機能の強化のためには県立医大病院とともにあるべきであると考えます。

県におかれてましては、奈良県立医科大学移転計画を見直し、大学と附属病院が一体となった医療体制をさらに充実されることを強く求めるものでございます。

以上のことから本意見書の採択を提案するものでございます。議員各位におかれましては、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げまして趣旨説明を終わります。ありがとうございました。

○議長(松本宗弘君) 続きまして、発議第7号について、5番、古立議員。

(5番 古立憲昭君 登壇)

○5番(古立憲昭君) おはようございます。議長のお許しをいただきまして、発達障がいや、その他文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディアデージー教科書の普及促進を求める意見書の趣旨説明をさせていただきます。

この「デージー教科書」というのは、英文ではDigital Accessible Information System(デジタル・アクセシブル・インフォメーション・システム)、つまり情報をデジタル化するという意味で、教科書をパソコンで再生をし、そして文字を音声で読み上げ、それを聞きながら文字や画像を見ることができるという大変視覚と聴覚の両方から情報を得ることができるので、読みの困難が軽減することができると言われております。また、これらが視覚障がい者はもとより、弱視者、LD、ADHD、自閉症などの軽度発達障がい者等、読みに困難を伴う人々の支援に大変有効だということですので意見書を提出させていただきました。

本文を読まさせていただきます。

平成20年9月に「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」、いわゆる教科書バリアフリー法が施行されました。

この教科書バリアフリー法の施行を機に、平成21年9月より、(財)日本障害者リハビリテーション協会(リハ協)がボランティア団体の協力を得て、通常の教科書と同様のテキストと画像を使用し、デジタル化対応することで、テキスト文字に音声をシンクロ(同期)させて読むことを可能にした「マルチメディアデイジー版教科書」(デイジー教科書)の提供を始めました。また、文部科学省において、平成21年度より、デイジー教科書などの発達障害等の障害特性に応じた教材の在り方やそれらを活用した効果的な指導方法等について、実証的な調査研究が実施されております。

現在、デイジー教科書は、上記のとおり文部科学省の調査研究事業の対象となっておりますが、その調査研究段階であるにもかかわらず、平成21年12月現在で約300人の児童生徒に活用され、保護者などから学習理解が向上したとの効果が表明されるなど、デイジー教科書の普及推進への期待が大変に高まっております。しかし、デイジー教科書は教科書無償給与の対象となっていないことに加えて、その製作は多大な時間と費用を要するにもかかわらず、ボランティア団体頼みであるため、必要とする児童生徒の希望に十分に答えられない状況にあり、実際にリハ協が平成21年度にデジタル化対応したデイジー教科書は小中学生用教科書全体の約4分の1に留まっております。

このような現状を踏まえると、まず、教科用特定図書等の普及促進のための予算の更なる拡充が求められるところですが、平成21年度の同予算が1.72億円に対し、平成22年度は1.56億円と縮減されており、これらの普及促進への取り組みは不十分であると言わざるを得ません。

よって、政府及び文部科学省におかれては、必要とする児童生徒、担当教員等にデイジー教科書を安定して配布・提供できるように、その普及促進のための体制の整備及び必要な予算措置を講ずることを要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位におかれまして、この趣旨をご理解いただいてご賛同賜りますよう、よ

ろしくお願い申し上げます。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君）　続きまして、発議第8号について、9番、吉田議員。

（9番　吉田容工君　登壇）

○9番（吉田容工君）　それでは議長の指名により、発議第8号、所得税法第56条の見直しを求める意見書の趣旨説明をさせていただきます。

中小零細業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献されています。ところが、中小零細業者を支えておられる家族従業員の働き分、自家労賃は所得税法第56条により必要経費として認められていません。事業主の所得から控除される働き分は、最大でも配偶者の場合86万円、家族の場合は50万円です。家族従業員は、そのわずかな所得しか認められないため、社会的にも経済的にも全く自立できない状態となっています。具体的には、住宅ローンを組むことができません。交通事故に遭ったときの補償では、主婦であれば1日5,000円の補償が出るが、業者の妻には2,300円ぐらいしか出ません。「朝早くから家事をして仕事を手伝い、お金のやりくりをして、帳簿をつけて、事務所の片付けをして、家に帰ってから夜遅くまで家事をしているのに、何で妻の働き分を認めてくれないの」、これが事業主の妻の声です。妻や家族従業員が働いていても、税法上認められない結果、「おたくなら、これぐらいの単価でやれる」と下請け工賃叩きにも利用されています。

所得税法第56条はどうして決められたのか。歴史的に見ますと、明治20年にできた所得税にさかのぼります。当時は戸主が家族の所得を全部代表して戸主の名前で納税申告していました。戦後アメリカからシャープ使節団が来て、「こんな不合理なものはやめろ」と辛らつな批判をされてなくなるはずでしたが、妥協ラインとして妻と未成年の子どもを対象に残ってしまいました。その過程で成人の子どもにも適用されるというふうに拡大されてしまいました。近代の所得税法での原則は「役務や人が働いたことで生じる所得は、その個人のものになる」、これと相入れない内容です。

税法上では青色申告にすれば、給与を経費にすることが特典としてできますが、同じ労働に対して青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しています。また、人件

費を事業主が経費として控除することも、もらったお金を家族の者が自分の所得として納税者になることも当然の権利であって、特典ではありません。税務署が特典、おまけという扱いをしていることから、税務署の恣意的な判断次第で家族賃金も青色専従者控除も否認される事例も出ています。ここに所得税法第56条の問題の本質があります。ドイツ・フランス・アメリカなど、世界の主要国では自家労賃は必要経費としています。そもそも青色申告制度は、昭和28年、国税庁が青色申告制度の全面的普及と指導・育成を税務運営の基本に位置づけたことから始まりました。その後、昭和56年に白色申告の場合でも一定の記帳事務が規定されました。税務大学校研究部教授、加藤恒二氏は、「記帳制度が普及し、今日では過渡的制度である青色申告制度は既に役割を終えている」と述べられておられます。

全国でも既に242自治体から制度の見直しを求める意見書が提出されています。税法上も、民法、労働法や社会保障上でも、家族従業員の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条の見直し・廃止を求めていこうではありませんか。議員の皆さんが賛同いただき、田原本町議会の意見として自家労賃を必要経費に認めるべきであることを発信していただけますようお願い期待しまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） ただいまの各々の趣旨説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは発議第6号、発議第7号とも、中身をあまり存じ上げませんので、少しだけ質問させていただきます。

県立医科大学の移転計画、先ほど趣旨説明の中では、病院施設の充実という理由で提案されてますということでした。この計画自体が突然出てきたという私どもの認識でありまして、移転計画の目的と言いますか、どういう利点等があって移転計画を出されているのかということがわかりましたら説明をお願いしたいです。

それとあと発議第7号、マルチメディアデジ版教科書についてですけれども、先ほど説明がありましたように、パソコンを使った教科書ということで、どういう活用の仕方が有効なのかをどう考えておられるかという点を、もしありましたら披露していただきたいなと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 8番、辻議員。

○8番（辻 一夫君） ただいまご質問がありましたように、田原本町では突然伺ったと、こういうことでございますし、皆さん方もそうかと思います。

ところが、県立病院でございますので、県では昨年10月の厚生委員会、さらに12月の本議会、さらに本年2月の本議会、この3回の議会で既にそういう希望をされておるわけでございます。

私は先ほどメインの趣旨は何だというふうなことでございますが、大学、研究する部局と、治療する部局が同じ場所にあることは効率的にも有効的にも価値があるというふうに判断し、今日までそういうふうに認識してまいりました。そこで、なぜ今移転かと、こういうふうなことでございますが。私まだその辺のところの研究はいたしておりませんが、要するに病院の規模、また学校の規模、そういうものも含めまして手狭になってきておるんじゃないかと。何もこの意見書では「高山第2校区」と、こういうふうに申し上げておりますが、県知事のほうの表現では、橿原市にある農業試験場ですか、総合センター、それと御所市にございます御所東高等学校、この3点を候補地として考えておられるそうでございます。

吉田議員の質問には的確にお答えできない面もございますが、どうぞご理解のほどお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） 一応使い方よりも、どのようになるかというイメージなんですけれども。皆さん議会の会議録をCD-ROMでいただいていると思うんですけども、あれをパソコンへ放り込んだら文章だけは出てきますね。しかし、それを今度は、文章を読み上げてもらう、なおかつ読んだところがハイライトされるわけですよね。ですから自分の理解力とかに合わせて少しずつ読んでいって、理解しやすいようにずっとパソコンの操作ができるわけでございますので、その人のいろんな部分の障がいとか、いろんな部分の程度に応じてそれを活用していくということでございます。これはもちろん学校の教育現場、また家庭、その他でもしっかりとできるようでございますので、今のところ大変効果があると言われております。

以上です。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） 所得税法第56条の見直しについて少しお伺いたします。

現状は青色申告と白色申告、2つで行われておるわけでございます。もうご存じと思いますが、青色申告はすべて記帳制度になっておって、決められた書式に基づいて申告するわけでございますが、白色に関しては収支を報告していただくだけであって、それに対する領収書も要らないし、支出明細も要らないということでございますから、大変簡単なことは簡単で、そういう記帳できない方に対しては大変いいことだと思います。

ただ、私もこの家族従業員の働き分に関しては、やはり大枠には賛成なんですけれども、今申し上げましたように、その証拠と言うんですかね、もう申告だけですの、果たしてそれが実際に正しいかどうか、その辺の確定がどのようにされるのか。その辺がちょっと一番不安なところなんです。つまり、青色でしたらきちっと正確に出されておられると思うんですけれども、白色ですと、ある程度どんぶり勘定で出してしまえば引いていただけると。そうすると、まともに出している人が今度は逆に不公平感が出てくるのではないかと思いますので、その辺の正確性、それともう1つ透明性、その辺はどういう具合に考えておられるのか、もしよければお答えいただきたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ちょっとね、私も詳しくは知らない面もありますけれども。今のご指摘は一つ違うんじゃないかと。

先ほど私も趣旨説明で言わせてもらいましたけれども、昭和59年から白色申告にも記帳義務はあるんです。ただ、現金出納帳は要らないとか、そういう青色申告よりは少し少ないということだけでしてね、これがまあ不正の温床になっているということでは、ちょっとないんじゃないのかなと。領収書ある、なしもあります。しかし、ちゃんと記帳されていたら、それはその中身を見て税務署が再度判断することになりますし。その白色申告をされている人がすべて脱税行為をやっておられるというような感覚で考えてもらったら、ちょっと困るかなと思うんです。私は白色申告の方でも、ちゃんと記帳をされて申告をされていると。そのことは私だけではなくて、先ほども言いましたように、この税務大学の教授も認めておられています。税務大学というのは、国家公務員の国税専門官を育成する大学です。この

大学の教授も既に青色申告制度はもう廃止してもいいのではないかなという意見を述べておられますように、白色申告の方の記帳もそれなりにやっておられるという認識は税務署の方も持っておられますので、その点は全く問題ないんじゃないのかなと思います。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） 青色申告とか白色申告をなくすということに関しては、私は構わないと思っているんですけども。ただ、それに代わるいいものができるのかどうかという問題と、やはり我々サラリーマンは100%税金引かれているわけですね。ところが中小企業とか自営業の方は、これは申告制だけですので、その辺の操作は幾らでもできると思いますので、その辺をどのように確保されるのかをちょっとお聞きしたかったですだけでございます。

○議長（松本宗弘君） 12番、小走議員。

○12番（小走善秀君） これ、青色申告と白色申告ね、当町ではどのぐらいの率になっているかは把握できますか、あるいは県でもいいですし。だから白色申告で、それだけ不利益をもたらされている人がどれだけいるのかということなんですが、お答えいただけますか。

○議長（松本宗弘君） 吉田議員、わかりますか。（「当町の実績はわかりません。もし税務課のほうでわかるのであれば、お願いします」と吉田議員呼ぶ）

わかりますか？ 暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時32分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

今の件ですけども、把握はできていませんということです。田原本町自身はね。それで白色のほうが多いだろうということですね。よろしいですか。（「結構です」と小走議員呼ぶ）

ほかにありませんか。4番、永井議員。

○4番（永井満智男君） 発議第8号について、吉田議員にちょっと質問というか、私の意見を述べさせていただきます。

この意見書の内容につきましては、私も基本的には賛成ではございますが、実はおとといの土曜日、櫃原市で今度の参議院議員選挙に立候補される予定者の3人の公開討論会があったんです。その中で、共産党の立候補予定者のご意見の中に、こんなに詳しくは述べてはおられません、ほぼ私としては同じ意味だなと理解できる発言があったんです。ですからそういう意味では、これはもう日本共産党の党の方針というか、お考えだなと今思っておるんですが。そうなれば国会や、あるいは県に関するものでしたら県議会の席で、党として堂々と質問なり要望をされたらいことであって、田原本町議会の名を使うというのは手法としてどうかなという、ちょっと疑問を感じますので、私の意見を述べさせていただきました。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 日本共産党のほうもこの趣旨には賛成をしていますし、この所得税法第56条を廃止すべきだという意見を持っています。

昨年の3月の国会で、当時は与謝野大臣というのがおられて、この方に対しては、ちゃんとこの56条は見直すべきだという質問はさせていただいております。そして研究をしてみるという答弁はいただいております。

ただ、この問題は共産党云々というかですね、私は働く人全体の問題ではないかと。先ほど小走議員から田原本町ではどれぐらいおられるかということには、よう答えませんでしたけども、その点はちょっと説得力がないかもわかりませんがね。各地方議会からもですね、国会では政権が代わりましたから、民主党さんがどうされるかわかりませんが、その自民党政権のときには考えてみると。ただ、そのときには税制の抜本改正と一緒に考えるというようなことも述べておられますわけで、その点では自民党・公明党さんの政権のときには、これは見直さないかという認識があったんだなという思いではあります。

ただ、これを国会だけで話をするという問題でもありませんし、田原本町議会からも田原本町の人々に関係することということで意見を上げることはやぶさかではないと思います。その点で、せっかく趣旨的に賛成と言っているのでしたら、ぜひご賛同いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。12番、小走議員。

（12番 小走善秀君 登壇）

○12番（小走善秀君） 所得税法第56条の見直しを求めておられます。この件に関し反対の意見を述べさせていただきます。

これはホームページ等を見させていただきますと、民主商工会婦人部が積極的に全国に活動を展開されているようです。

先ほど質問させていただきましたが、青色と白色の人数も把握されておられない。白色の方が多くてね、それだけ不利益を被っておられるというようなはっきりした明確な意思を挙げられるならと思ったんですが、それもなかった状態ですね。

56条は、同一生計の事業専従者への給料を経費として認めない。そして57条は、その例外として青色申告をすれば経費として認めると、こういう規定でございます。

先ほど吉田議員が、昨年3月に参議院の国会で質疑がなされたと、こういう話もありましたが、確かにそういうことが載っております。参議院財政金融委員会、当時の財務省主税局長、加藤治彦さん、この方が、所得税法第56条は事業主から生計を一にする家族が事業に従事したこと云々と、まあ先ほど私が言ったようなことを、必要経費に算入をしないこととしておりますが、具体的に申すと、「事業主がご主人で、一緒に働いておられる奥様に給料をお払いになった場合、その支払ったものは事業主の所得計算上は必要経費に算入しない。つまり事業主の事業所得として計算をいたしますという規定でございます。これは昭和24年のシャープ勧告において所得税の課税単位を個人単位とするように指摘され、それにあわせて家族従業員を雇用することによって所得分割を抑制する措置をあわせて導入すべきという指摘があり、これが昭和25年度の税制改正によって導入されたものでございます。なお青色申告については、正確な記帳と帳簿書類の保存を求めまして、その申告が各種の税制上の優遇措置の適用を認めることになっております。その中で所得税法第56条の例外といたしまして、専従者給与についての実額での必要経費算入が認められております。青色専従者の給料制度の適用を受けるということを、ぜひともお願いしたいと思っております」と答弁されております。

そして与謝野大臣は、同じように働いている人、同じ税制が適用されるというのはもつともだと。「ただ、税務署が見て、ある程度の確信を持たなければいけないわけで、そういう意味では帳簿を整理していただくか、いただかないかというので差が出てしまう、これはやむを得ないこと」と答弁されておられます。

判決でも、別々に事務所を開設されている夫婦の弁護士、このご主人の弁護士が奥さんの弁護士に年間4分の1ぐらいの弁護士外注費用を払っていたと。これに対しても判決では、地裁、高裁、そして上告審まで行っておりますが、判決は否定しております。

要するに、最高裁の第3小法廷は、「所得税法第56条の趣旨及びその分限に照らせば、居住者と生計を一にする配偶者、その他の親族が居住者と別に事業を営む場合であっても、そのことを理由に同条の適用を否定すべきことはできず、同条の要件を満たす限り、その適用があると言うべきである」と述べ、「第57条とも照らし合わせると、第56条は憲法第14条第1項に違反しない」と結論づけ、上告を棄却しております。また判決は、「もともと所得税法第56条は、租税回避を図るものと、そうでないものとの不均衡を図るために設けられた制度ではなく、親族者間の取引による租税回避を一般的に防止するために設けられた規定である」と指摘しております。

働き分である専従者給与を必要経費として税法上認めることは当然のこととされているこの意見に関しては、判例の立場からも賛同できません。正確な帳簿管理をし、青色申告をしている自主営業者からすれば、56条見直しは新たな不公平、帳簿をしっかりとつけていればこその特典であり、配偶者が事実仕事をしておれば、青色専従者の給与制度の適用を受けるべきであると思います。国も研究するということがありますので、直ちに賛成することはできません。

以上です。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。3番、森議員。

（3番 森 良子君 登壇）

○3番（森 良子君） 所得税法第56条の見直しを求める意見書に対し、賛成意見を述べさせていただきます。

私の周りで、また皆さんの周りでも、地域で日夜奮闘する業者婦人は大勢いらっしゃると思います。この業者婦人たちは夫や家族を支え、また地域の雇用を支え、まちづくりに大きく貢献しています。

所得税法第56条は、日本国憲法の法の下での平等（憲法第14条）、両性の平等（同第24条）、財産権（同第29条）などを侵しています。一人ひとりが人間として尊重される憲法に保障された権利をとというのは当然の要求ではないでしょうか。家族従業者の給料を必要経費と認めない、この所得税法第56条は、まさに明治時代の家父長制度そのままの時代遅れの人権侵害の差別的規定です。

この第56条を廃止させることは、業者婦人の人格を認めさせる第一歩で、劣悪な実態の改善につながります。業者婦人だけでなく農業女性も同じです。ひいては増えつづけるパート、派遣、臨時など、非正規雇用者の待遇改善、社会保障の充実など、すべての労働者、すべての女性の地位向上に大きな役割を果たします。女性も、男性も、子どもも、大人も、だれもが人間らしく輝ける社会をつくるために、この所得税法第56条は見直しをすべきだと思い、皆さんのご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは議長の許可をいただきまして、発議第6号、奈良県立医科大学移転計画の見直しを求める意見書について賛成の討論をさせていただきます。

県立医科大学を移転させるという話は、我々県民にとっては突然出てきたように感じています。先ほど質疑で明らかになりましたように、何のために移転するのか、多くの方がご存じないまま話だけが進んでいるようです。

奈良県立医科大学附属病院は中南和地域の医療の中心です。この病院を維持し、さらに優良な病院にするために、大学が現在地にあるのが最善なのか、移転するほうがいいのか、まずこの議論から活発に行い、多くの方から意見を集めることが大切です。

拙速な結論を急がないためにも本意見書に賛成いたします。

引き続きまして、発議第7号、発達障がいや、その他文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディアデージー教科書の普及促進を求める意見書について賛成討論させていただきます。

マルチメディアデージー版教科書は、文字認識に困難のある児童・生徒に有用であると認識されています。利用するためにはパソコンにダウンロードする必要があります。しかも音声も同時に出てきます。教室の中で1人だけ利用することはできません。自宅でもパソコンにダウンロードする必要があります。そのため、その活用には工夫が要ります。しかし、文字認識に問題のある子どもだけでなく、学習を楽しむ、勉強することが楽しくなる教科書もあります。子どもたちが瞳を輝かせて学ぶことを楽しむ、そんなすてきな可能性を秘めた教科書もあります。ぜひ国が予算面でも、普及面でも十分な体制を組んで取り組むことを求めるためにも、本件意見書に賛同いたします。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

それではこれより採決に入ります。

まず、発議第6号、奈良県立医科大学移転計画の見直しを求める意見書についてを採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、発議第7号、発達障がいや、その他文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディアデージー教科書の普及促進を求める意見書についてを採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、発議第8号、所得税法第56条の見直しを求める意見書についてを

採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

報第4号 平成21年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越
計算書の報告

○議長（松本宗弘君） 報第4号、平成21年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告の議案を議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より報告議案の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。町長より報告議案の説明を求めます。町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、平成22年田原本町議会第2回定例会に提出させていただきました議案のうち、報告事項につきまして概要の説明を申し上げます。

報第4号、平成21年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、デジタルテレビ整備事業費ほか10事業について、総額1億5,526万8,050円を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） ただいまの町長の報告議案の説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 中身に対する質問じゃないんですけども、ちょっと教えていただきたいなと思いますので聞かせていただきます。

この繰越明許はですね、3月議会で、補正予算の中で明細も中身のほうも示されていきました。それがまた年度が変わって報告書をいただくという、その辺の根拠と言いますか、どういうことでそう決まっているのかなということが1つ。

それと、この金額と翌年度繰越額で少し差異がある部分があります。その点ではこの10個の項目の中で、もう既に事業が完了して金額が確定したというものがあるのかどうか。それと、まだ事業が済んでいないというものについては、いつごろこの事業がされるのかという予想とをお願いしたいと思います。

翌年度繰り越しの基準は3月31日なのか、それとも5月末なのかということもあわせて説明をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 細かいことにつきましては、私のほうでわからない部分もございまして、担当部長からご説明させていただきます。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） それでは私のほうからお答えをさせていただきます。

まず今回の議会への提出につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、3月に繰り越しをさせていただきました金額につきまして、今議会、6月議会でその計算書の報告をすると、こういう形で法的に決められておりますので、これを議会に報告をさせていただくと、こういうことでございます。

そして事業につきましては、すべて11事業につきまして、事業は完全に平成21年度で終わらない分でございますので、平成22年度中に事業を終了させると、こういうことでの部分でございますので、その部分につきまして、まだ終わっていない部分、終わっている部分という部分がございまして、できるだけ早期に事業の完了をみたいと、このように思っておるわけでございます。

○議長（松本宗弘君） 3月か5月かを答えてください。

○総務部長（中島昭司君） これは一応5月31日をもちまして繰越計算書を調製させていただきますと、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そしたら、この中で例えば新型インフルエンザ予防接種事業

等も終わっていないということですよ。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） それはまだ継続中でございます。（「はい、わかりました」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

以上をもちまして、報第4号、平成21年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、議会の承認事項ではありませんので、以上でご了承をお願いいたします。

議案の一括上程（報第5号より議第33号までの15議案について）

○議長（松本宗弘君） 続きまして、報第5号、田原本町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告より、議第33号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を組織する市町村の数の減少及び奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更についてまでの15議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、報第5号より議第33号までの15議案につきましては一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より提案理由の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、平成22年田原本町議会第2回

定例会に提出させていただきました各議案につきまして、その概要の説明を申し上げます。

まず、報第5号、田原本町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び報第6号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、平成22年度の税制改正による地方税法等の一部を改正する法律の施行に基づくものでございます。

主な改正は、まず個人住民税につきましては、公的年金所得と給与所得に係る65歳未満の方について、公的年金所得に係る所得割を給与所得に係る均等割及び所得割の特別徴収の際に合算して徴収するための改正でございます。また、固定資産税及び都市計画税につきましては、地方税法等の改正による条文整備でございます。

これらの改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、4月1日及び6月1日より施行になる部分について、地方自治法第179条第1項の規定により平成22年3月31日付けで専決処分をしたものでございます。

次に、報第7号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、地方税法等の改正により、基礎賦課限度額が47万円から50万円に引き上げられたこと、後期高齢者支援金等賦課限度額が12万円から13万円に引き上げられたこと、特例対象被保険者等に係る軽減措置が創設されたこと、及びそれに伴う条文整備でございます。

施行日等の関係から地方自治法第179条第1項の規定により平成22年3月31日付けで専決処分をしたものでございます。

次に、報第8号、田原本町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、奈良県療育手帳制度実施要綱の改正による条文整備でございます。

施行日等の関係から地方自治法第179条第1項の規定により平成22年5月19日付けで専決処分をしたものでございます。

次に、報第9号、和解についての専決処分の報告につきましては、田原本町指定ごみ袋窃取事件について、相手方より早期に和解により被害額を弁償したい旨の申し入れがあり、町においても和解による早期解決をすることが適切であると判断を

しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により平成22年4月8日付けで専決処分をしたものでございます。

次に、議第24号、平成22年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回の補正予算額は728万3,000円の増額で、予算総額は20億2,400万1,000円となります。

補正内容は、総務費、728万3,000円の増額で、国のモデル事業として地域包括センター等のコーディネート機能の強化や地域課題に対応する地域包括ケア推進事業を実施するものでございます。

なお、財源は国庫支出金でございます。

次に、議第25号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び議第26号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、育児休業法等の改正による地方公務員の育児休業等に関する法律の改正が、本年6月30日から施行されることに伴う改正でございます。

主な改正内容につきましては、職員の勤務時間、休暇等につきまして、3歳未満の子を持つ職員から請求があった場合、子を養育するために時間外勤務の制限をすること、また職員の育児休業等につきましては、配偶者の就業の有無や育児休業及び育児短時間勤務の取得の有無等の状況に関わりなく育児休業等をするに加えて、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかに関わらず再度の育児休業をすることができるとする規定の整備及び今回の法改正による条文整備でございます。

次に、議第27号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の給与は、地方公務員法により「法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない」とされており、従来は規定を設けずにチェックオフ（給与天引き）を行っており、これを明確にするためのものでございます。

次に、議第28号、田原本町税条例の一部を改正する条例につきましては、先の税制改正に伴い、平成24年度より16歳未満の扶養控除が廃止されること等に伴う申告規定の整備及び少額上場株式に係る配当や譲渡所得に係る非課税措置の特例を設けるものであります。また、たばこ税につきましては、本年10月1日より税率を引き上げるものでございます。

次に、議第29号、公共下水道事業（公）第22-1号工事請負契約締結につきましては、下水道管布設工事を多地内の町道において、工事延長774.8メートルを契約金額6,147万1,200円で、田原本町大字八田398番地の2、安井建設株式会社、代表取締役 安井正成と、議第30号、公共下水道事業（公）第22-2号工事請負契約締結につきましては、下水道管布設工事を西代・今里・唐古地内の町道において、工事延長565.65メートルを契約金額4,878万4,050円で、奈良市高天町38番地の3、株式会社森本組 奈良営業所、所長 谷口清茂と、議第31号、公共下水道事業（公）第22-3号工事請負契約締結につきましては、下水道管布設工事を宮森地内の主要地方道大和高田桜井線の南側歩道部において、工事延長313.5メートルを契約金額4,498万4,100円で、田原本町大字味間255番地の3、株式会社浦谷組、代表取締役 浦谷宗孝と、それぞれ工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第32号、田原本小学校002-1・001棟耐震補強等工事請負契約締結につきましては、田原本小学校の本館・東館の耐震補強等工事を契約金額7,247万8,350円で、奈良市油阪町14番地、株式会社淺沼組 奈良営業所、所長 大西宏次と工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第33号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を組織する市町村の数の減少及び奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更につきましては、組合が生駒市から移管を受けた債務について、平成22年3月31日ですべて償還が終了したことにより生駒市を脱退させることとなったため、組織する市町村の数の減少及び組合規約の変更について、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、各議案につきまして、その概要を申し上げましたが、議員各位におかれましては、よろしくご審議を賜りまして、ご議決ご承認をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが提案理由の説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして町長の提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会をいたします。ありがとうございました。

午前11時08分 散会